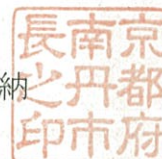




9 南農農政第 11 号
平成 29 年 1 月 13 日

南丹市農業委員会
会長 野中 一二三 様

南丹市長 佐々木 稔納



農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見の回答書

平成 28 年 11 月 21 日付け、8 南農委第 400 号で提出された標記の意見書につきまして、別添のとおり回答いたします。

I. 安定した農業所得の確保に関わる施策について

(1) 米の直接支払交付金制度の恒久化や増額の要望について

南丹市の基幹産業は農業であり、その多くは水稻です。それらを営農する形態は、農業法人や集落営農組織、家族経営などとなっており、高齢化が進み担い手不足による農業離れが危惧されています。生産者米価は、消費量の減少にともない需要が落ち込み、平成26年産米については価格が急落しました。以降、徐々に上昇しているものの、水稻生産農家における安定的な所得を確保するまでには至っていない状況です。また、TPPの合意により安い外国産米が大量に輸入されることとなれば、水稻農家への影響は避けられないことが予想されます。さらに、米の直接支払交付金制度が平成29年産米をもって廃止されるとなると農家の存続は大変厳しいものとなります。水稻生産農家の安定的な所得確保は、農地利用の集積・集約化さらには新たな担い手の発掘など、南丹市の農地を守り、農業経営の維持に繋がります。

つきましては、水稻生産農家が希望をもって営農できるよう国と京都府に対し、米の直接支払交付金制度の恒久化や増額を要望いただきたい。また、米の直接支払交付金制度が平成29年産米をもって廃止されることを周知し、平成30年以降の農地・農家をどう守っていくのかを明確にするとともに、南丹市の独自施策を創設し具体的な対策に取り組んでいただきたい。

《回答》

国における米をめぐる政策は、需要に応じた米生産への大きな転換が強固に推進され、平成30年産米からの生産目標の廃止や経営所得安定対策による米の直接支払交付金（7,500円/10a）の廃止などが決定されており、これらが農家に及ぼす影響は多大で、大変深刻な問題であると認識しております。

本市におきましては、兼業による稲作農家が多数を占め、米の生産を支えるとともに農地を保全するベースとなっていることから、安定的な所得確保ができなければ、農業経営のみならず、集落構造そのものの維持が損なわれる可能性が生じています。

市としましても、米の直接支払交付金制度の継続、拡充の必要性を切望しており、今後も引き続き国に対し強く要望を行ってまいりたいと考えます。

(2) 南丹市のブランド産品と6次産業化の推進戦略について

「南丹市の農産物を買いたい。」と足を運んでいただく方が増えると、生産者の物を生み出す力は増し、地域は元気になります。また、農村の多面的機能と結び付けた新たなビジネスにつながる6次産業化は、生産者の意欲や雇用促進につながります。しかし、ブランド産品の開発や、6次産業化には、資金はもちろん多くの知恵とネットワークなどが必要となります。

つきましては、様々なネットワークと経験を活かし生産から販売までの仕組みづくりと特色ある農業施策の創設を図られたい。また、ブランド産品の開発と、地元で生産した食材を加工、販売する6次産業化についても一体的にとらえ南丹市独自の積極的な施策を実行されるとともに、魅力ある生産戦略には様々な可能性を求めて人々が集まることから、農業生産に可能性を感じ移住したいと希望する方々が、住宅を確保し安心して住めるよう定住促進施策の充実を図られたい。

《回答》

食の安全安心を図る地産地消の取り組みや、農産物の生産から加工、流通に取り組む6次産業化の推進、京野菜や特別栽培米等の生産振興と南丹ブランド化の推進など、地元農産物に付加価値を高める取り組みが市内各地で展開されています。

6次産業化への動きは農業を取り巻く厳しい状況において課題解決に向けた重要な柱の一つと位置づけております。農産物の生産から、加工、流通に関する活動を支援する制度については、京都府においても独自策により様々な補助制度が導入されており、関係機関との連携により、事業展開を少しでも優位に進め、拡充が図られるよう努力してまいりたいと考えます。

また、ご意見のとおり、暮らし方や働き方の価値観が多様化するなか、多彩なアイデアや知識、技術をもって農山村で新しいビジネスに取り組む意欲を持つ人が増えつつあります。そういった人々への情報提供や、定住地のあっせん、そして地域ぐるみの受け皿を整えるなどの仕組み作りを充実させることが不可欠です。平成27年度に策定した南丹市地域創生戦略に掲げた基本目標を具現化する中で、農業にまつわる事業の創業・起業が拡充するよう、

若者を中心とした次世代を担う新しい農の担い手への支援を検討してまいりたい考えです。

(3) 様々な農産物が届けられる「ふるさと納税」の記念品について

自然豊かな南丹市で作る農産物や農産加工品は記念品として大変喜ばれます。これらの売り上げが上がれば生産者の活力ともなり街を活気づけます。また、市の歳入を増加させ、市のPRにつながる「ふるさと納税」において、記念品となる特産品の内容をお知らせすることは、南丹市を知るきっかけとなり、魅力をPRするだけでなく生産者などの意欲につながると考えます。

つきましては、「ふるさと納税」の記念品として、様々な農産物や農産加工品が届けられるよう内容の充実を図られるとともに、PRについても積極的に行っていただきたい。

《回答》

当市の「ふるさと納税」におきましては、寄附金の使途を8つ設け、寄附申出者に選択いただき寄附をいただいております。とりわけ平成26年度に開始しました「地域の活性化に関する事業」は、寄附者が指定する行政区に対し「ふるさと南丹応援交付金」として寄附額の8割を交付できることから、該当行政区出身者の方を中心に、寄附額が伸びてきています。

寄附に対する記念品につきましては、1万円以上のご寄附で記念品を希望いただいた方に、現在「特産品」として調達や配送の状況などを考慮し、南丹市産米5キログラムをお送りしているところです。

当市では、さまざまなご意見を賜る中、総務省通知による高額、寄附額に対し高すぎる返戻率とならないよう留意しつつ、本年度中を目途に品目を増加し、寄附者に選んでいただく形にするよう検討しているところであります。その中には、製品や加工品として、また原材料としての農産物も含めて検討しておりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

Ⅱ. 人材育成について

(1) 農業者への情報提供と研修の充実について

南丹市内の認定農業者・集落営農組織・農業生産法人・新規就農者など、担い手農業者が参画する組織に、京都府や市、JA、普及センターなどが積極的に関わりを持ち、意見交換や支援施策の周知をするなど研修機会の充実を図ることは、農業者への支援の可能性を広げ、農業経営の充実や、農地利用の集積・集約化につながります。

また、農業者が直面している課題に対してどの関係機関が実施する施策を利用できるかなどを検討する機会となることが期待できます。

つきましては、担い手農業者に対し施策に関する情報提供や研修会の充実を図られたい。

《回答》

市では財政状況の厳しいなか、独自制度で担い手農業者を支援できる枠組みの構築ができず、担い手の農業者（経営体）に対する情報提供の機会も不十分で、ご意見のとおり、そういったことへの積極的な取り組みが求められています。

若い担い手農業者を中心にした新規就農者等への研修や交流の場として、農業改良普及センターによる地域就農のサポート講座を始め、いくつかの機会が設けられているところではありますが、市内に活躍いただいている中堅層の中心担い手の方々を含めた機会は少ないのが現状です。

農業関連の行政や関係機関で設置している南丹市農業技術者協議会等により、それぞれに持てる情報を共有し、農業振興のため必要な協議を進めているところであり、これら関係機関との連携の中で、がんばる農業者に必要な情報を届けていける有効な機会づくりを構築して参りたいと考えます。

(2) 人材育成に関わるフォローアップについて

実践農場など研修を経て青年就農給付金などを受けて就農している担い手において、リタイヤするケースが発生しています。行政が関わることで信頼して貸し出した農地が作付けされないまま放置される事例もあり、未然に防ぐためのフォローアップが必要だと考えます。

つきましては、そのような事態を未然に防ぐための支援体制の確立を図られたい。

《回答》

研修期間を経て営農開始した新規就農者が、離農や転出をしてしまうケースは確かに生じています。こういったケースでは、残された地域のダメージも大きく、ご意見のとおり農地の作付けがされないまま放置されれば、一層問題は大きくなっていきます。

親元就農ではなく、全く新しい土地に一人で移り住み就農するためには、営農技術のみならず、地域になじんで暮らしていけるように環境を整えていくことが大変重要になってきます。本人の努力や行政支援だけでは乗り切れないことも多く、近隣の地元住民の方々をはじめ集落ぐるみの受け皿作りが不可欠であると考えます。

地域の方々としっかりとつながって暮らし、農業経営に力を注ぐことができる体制を確保できるよう、行政、関係機関、そして地元の方々としっかりと連携し、きめ細かな支援ができるよう努めてまいりたいと考えます。地域に密着した農業委員皆様方の、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

(3) 農業機械購入に対する補助について

農業機械のメンテナンスなど維持や買い替えには多額の費用がかかり、苦しい農業経営の中での農業機械の更新は大変困難です。

つきましては、農業機械の更新についての補助を国及び京都府に要望していただくとともに、南丹市の独自施策としても補助についてご検討いただきたい。

《回答》

国や府による農業機械への支援制度は多岐にわたるメニューがあるものの、その条件は地域のニーズや実態とのずれが大きく、なかなかうまく活用いただけないのが現状です。

本市においては中山間地域の条件不利地が多く、営農を拡大することが困難であったり、機械導入にあたって所定の最低経営面積をクリアすることが地理的に厳しい地域もあります。市としては、機会あるごとにその実情を訴え、中山間地域における条件不利な農業経営に対し実効ある支援を要望しているところです。

しかしながら、現状では農地の集積や大規模化を推進する方向が強く、願いに応える制度構築は見込まれ難く、ご意見のとおり市の独自施策が不可欠と考えるところであります。中心的な担い手の農業者・経営体等を中心に、農業生産を維持、発展していただくためのご支援として、必要な施策の構築に向け検討を深めてまいりたいと存じます。

Ⅲ. 耕作放棄地対策と野生鳥獣害対策について

(1) 農業体験を活用した耕作放棄地対策について

市内にある企業・団体、NPO法人や学校などと連携し、農業体験を実施することは、企業・団体、NPO法人などにとっては社会貢献活動ということで組織のイメージアップに繋がり、学校としては、効果的な食育活動になるなどプラス効果に結びつきます。さらに遊休農地を活用することで荒廃農地対策としても有効であると考えます。また、生きる上で基本となる「食育」や、新鮮かつ安心・安全な食材を提供できる地産地消への推進にも繋がることからこれらの取り組みは、高齢農家や小規模農家の励みになることも期待できます。

つきましては、「京都モデルファーム運動」など耕作放棄地の対策に関する制度の周知や成功事例を積極的に紹介するとともに、マッチングに関する仕組みを充実させ、高齢農家や小規模農家が意欲を持って農業を継続できる支援につながるよう検討していただきたい。

《回答》

農業の教育的な効果が重要視され、次世代を担う子供たちを中心に農業の営みを肌で感じることでできる食育・食農の充実が求められ、それに応えるうえで本市の潜在力は大変大きいものがあると確信いたしております。

平成27年3月、南丹市では初めて、府内で2番目となる京都MF（モデルフォレスト・モデルファーム運動）プラットフォームの協定を、美山町豊郷地域と日本きものシステム協同組合、社会福祉法人京都保育センターたかつかさ保育園が結ばれました。京都府の補助制度も活用して交流拠点施設を整備され、遊休農地を活用した伝統的な桑畑の復活活動と、園児による桑栽培と蚕の飼育、絹糸づくりなどの体験活動など、地元地域の熱心な関わりにより大変充実した交流が展開されています。

また、地方創生交付金を活用した「ふるさと農業創生事業」では、一般社団法人 京都丹波・食と森の交流協議会との連携で都市農村交流のすそ野を広げるための取組を推進しており、都会の小・中・高校生等の農村民泊を受け入れて様々な農業体験を行っています。受け入れ家庭も市内全体で130件を超えるまでになっており、幅広い展開を図っていただいております。

これらの取組みは、特に高齢化した農村地域の元気づくりやふるさとへの

誇りと絆の再発見にもつながっています。

本市の暮らしの文化や伝統などを活かした魅力づくりの重要性を認識し、食育・食農の観点からもこれらの取り組みを内外に情報発信し、しっかりと拡充してまいりたいと考えます。

(2) 有害鳥獣の捕獲について

京都府や猟友会と連携し、有害鳥獣捕獲に対策を講じていただいているものの、農作物への被害は拡大しており、人的な被害も懸念されています。隣接市町との境界付近での被害も甚大で、各農家は地域ぐるみで対策をするなどしているものの被害の減少にはいたっていない状況です。

つきましては、京都府や猟友会などと連携を更に強化し、有害鳥獣捕獲について効果的な対策を講じていただきたい。特に鹿については、年間を通じて更なる施策を講じ、捕獲できるよう体制整備を強化していただきたい。

《回答》

今日まで、直接捕獲対策として、市による有害鳥獣捕獲事業と府営による広域有害鳥獣捕獲事業を実施しておりますが、被害が減少していない状況であります。今後も、京都府や猟友会と連携を更に強化し、被害が多い場所での捕獲や捕獲回数についても検討させていただき、被害軽減を図りたいと考えております。

また、農作物の被害対策に効果がある防護柵について、市が事業主体となり設置事業も実施しています。防護柵設置について、地域ぐるみの取組も検討いただきますようお願いいたします。

(3) 捕獲・駆除した鳥獣の処理・加工施設の整備について

ジビエ料理の普及が注目され、外食産業として民間事業者での取り組みも始まっています。新たなビジネスにつながる可能性もあり、雇用促進や特産品、観光資源として地域の活性化に貢献できることが期待されるなか、捕獲後の運搬や不要となる部位の処理などの課題があります。

つきましては、中丹地域と同様に京都府が中心となって、処理・加工施設の整備が早急になされるよう要望されたい。

《回答》

中丹地域有害鳥獣処理施設については、平成27年9月1日に供用開始されたところではありますが、維持管理費に膨大な費用が必要と聞いています。

焼却処理施設等の整備については、「鳥獣被害防止総合対策交付金事業」により整備は可能ではありますが、市町村負担が大きいため、京都府において広域的な施設として焼却処理施設の整備をしていただくようを平成25年度から要望しているところでもあります。

引き続き、京都府が中心となって早急に整備いただき、維持管理のランニングコストについても支援いただくよう要望していきたいと考えています。

なお、本年度は、地方創生加速化交付金を活用し、野生鳥獣肉の適切な解体・活用方法などの技術を広く普及するため、南丹市猟友会と連携させていただきながら獣肉活用事業を実施させていただいています。

本年度の内容といたしましては、

- ・ 猟友会と連携したジビエ試食会の実施による活用意識の向上
- ・ 食肉処理研修会の開催
- ・ 解体支援ツールの構築（映像等を用い解体教材の作成）
- ・ 施設整備に向けた調査・計画の実施
- ・ 販路の開拓支援

を予定しています。